

公金支払業務における振込誤りについて

堺市の公金支払業務における事務処理誤りにより、本来支払うべきでない方に誤って入金していたことが判明しました。

対象となった市民の皆様には、ご迷惑をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。

今後、このような事態が発生しないよう、職員に対する指導を適切に行い、再発防止策を徹底します。

1 対象となった公金

令和 7 年 堺市低所得者世帯等臨時特別給付金

※本市では、国による「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」として、令和 6 年度住民税非課税世帯を対象に、1 世帯当たり 3 万円の低所得者世帯等臨時特別給付金と対象世帯の世帯員である 18 歳以下の児童一人あたり 2 万円の子ども加算給付金をお支払いしています。

2 件数及び金額

| | 件数 | 金額 |
|-------------------|------|--------------------|
| 本市が誤って振込を実行した件数等 | 79 件 | 237 万円 (3 万円×79 件) |
| 実際に振込が完了（入金）した件数等 | 68 件 | 204 万円 (3 万円×68 件) |

※79 件のうち、口座名義人の口座が凍結や解約されている 11 件は給付金の振込が完了されなかった。

3 経過

- ・2 月 20 日（木）、振込手続のため、制度所管課である地域共生推進課が作成した振込データ（50,420 件）を出納課で受理した。
- ・2 月 25 日（火）、振込データのうち、支給決定前までにお亡くなりになった方など支給対象外となった方（79 件）について、地域共生推進課から出納課に振込停止の依頼があった。
- ・振込停止を行う場合、指定金融機関の組戻しセンター（以下、組戻しセンター）にファックスで依頼の上、さらに指定金融機関に紙の依頼書を手渡す必要があったが、出納課職員の事務処理誤りにより、指定金融機関に紙の依頼書を手渡したもの、ファックスを送付できていなかった。
- ・2 月 27 日（木）、指定金融機関から、出納課が提出した依頼書の振込停止件数及び金額と、実際に各金融機関から返金された件数及び金額が一致しないとの連絡を受け、出納課で確認したところ、支給対象外の方に入金していたことが判明した。

4 原因

- ・堺市から振込依頼を行ったものを支給予定日までに停止する処理については、組戻しセンターに依頼書をファックス送付の上、さらに指定金融機関に紙の依頼書を手渡す必要があり、このことは事務処理のマニュアルに記載されている。しかし、担当職員がそのマニュアルの存在を認識しておらず、同種の給付金事務の中で頻度が高いファックス送付が不要な振込エラーの対応と振込停止の対応を混同したことにより組戻しセンターへのファックス送付を行わなかったこと。組織として、マニュアルの存在や事務処理の流れを共有できていなかったこと。
- ・組戻しセンターへのファックス送付の際は複数人で確認しているが、所管課から依頼書を受理した後の事務については、複数人による確認を徹底できていなかったこと。

5 今後の対応

対象者（実際に振込が完了（入金）した 68 件）の市民の皆様（お亡くなりになられている方はその相続人の方）に対して、お詫びの文書を送付し、市への返納を依頼します。問合せに対しては、丁寧に原因や再発防止策などを説明します。

6 再発防止策

振込停止依頼等の事務処理に関して、新たに作業チェックシートを作成し、チェックシートを用いて実施すべき事務処理を複数人で確認する仕組みを設け、再発防止を徹底します。

| | |
|--------|--|
| 問い合わせ先 | (振込誤りに関すること) 担当 課：会計室 出納課 電話：072-228-7878 ファックス：072-228-7845 |
| | (低所得者世帯等臨時特別給付金の制度に関すること) 担当 課：健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課 電話：072-228-0375 ファックス：072-228-7853 |